

令和3年度 サマーナイト誘客事業の実施に関する業務仕様書

◆ 業務の目的

瀬戸内海を臨むウォーターフロントの特性を生かし、アート色豊かなイベントを実施し、「アート県・香川」としてのイメージを定着させ、夜のウォーターフロントの魅力を発信するとともに、交流人口の拡大を図る。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を講じたうえで開催する。

◆ 委託業務名

令和3年度 サマーナイト誘客事業の実施に関する業務

◆ 委託者

瀬戸内サマーナイトフェスティバル実行委員会

◆ 委託金額

24,900,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

◆ 契約期間

契約締結日から令和3年11月30日（火）まで

◆ 業務内容

サンポート高松を舞台に、エンターテインメント性や話題性の高いイベントを夏休み期間中の夜に実施することにより、観光客の県内での滞在型観光や周遊型観光を促進する。

新型コロナウイルスの感染対策を講じたうえで開催することとするが、感染状況によっては開催方法や内容を変更することとする。併せて、イベントを活用し香川県の魅力を訴求する情報発信を行い、コロナ禍後の旅行先としての認知度を高め、観光客の誘致を図る。

(1) イベント開催日時

令和3年7月下旬から8月上旬にかけて委託料の範囲内において可能な限りの日の
18:00～20:00（ただし、機材の等の設営及び撤去に要する期間は、含まない。）

(2) 実施場所

サンポート高松シーフロントプロムナード

(3) 実施内容

① イベントの企画・運営

- ア ミュージシャンによる上質な音楽等のステージ
- イ 大道芸やエンターテインメント性や話題性が高いアートパフォーマンス
- ウ 県内の人気店による食の提供

② 新型コロナウイルス感染防止対策関係

- ア イベント出演者やスタッフの感染防止対策
- イ 来場者や会場関係に関する感染防止対策
- ウ 食の提供に関する感染防止対策

③ 広報業務

- ア イベントの事前告知

- イ ウェブサイトの制作、運営、管理
- ウ イベントの記録写真の撮影
- エ イベント内容の動画作成及びプロモーションとしての活用
- ④ 各種マニュアル（本部運営、緊急連絡体制等）の制作
- ⑤ イベント実施に係る各種手続き及び関係者との事前協議
- ⑥ イベント期間中の県内宿泊施設での宿泊者への誘客
- ⑦ 各種問い合わせ（一般の方からの問合せを含む）の対応業務
- ⑧ イベント実施体制の構築、イベントの進行、運営スケジュールの管理
- ⑨ イベント参加者へのアンケートの実施及び集計
- ⑩ イベント出演者や食ブース出展者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払
- ⑪ 事故など緊急時の対応
- ⑫ 会場の設営、撤収及び警備等安全管理
- ⑬ その他イベント運営に必要な業務

◆ 報告書の提出

受託者は、業務完了後アンケート結果の集計を含む実績報告書を作成して委託者に提出すること。

◆ 留意事項

1 再委託

受託者は、受託者が行う業務を一部または全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで、書面による県の承認を得た場合はこの限りでない。

2 機密の保持

受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

3 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に業務行程表を作成し、提出すること。
- (2) 県から作業状況の報告を求められた時は、速やかに対応すること。
- (3) イベント参加者の募集にあたっては、撮影した動画等の利用について了解を得ること。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (5) 受託者が本契約により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、実行委員会に帰属するものとする。
- (6) 感染症の影響を受けた社会情勢の変化により事業が中止となった場合は、業務が完了した部分の経費を上限（但し、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。
- (7) この仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、県との協議により決定するものとする。